

国地契第 84 号
国官技第 279 号
国営計第 107 号
平成 27 年 3 月 6 日

最終改正令和 7 年 11 月 27 日 国官会第 14548 号
国官技第 300 号
国営計第 119 号
国北予第 13 号

各地方整備局総務部長 殿
企画部長 殿
営繕部長 殿

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
(公 印 省 略)

工事費内訳書の提出について

工事費内訳書の提出については、「一般競争入札方式の実施について」(平成 6 年 6 月 21 日付け建設省厚発第 260 号)、「一般競争入札方式の拡大について」(平成 17 年 10 月 7 日付け国地契第 80 号)、「入札金額の内訳の提出について」(平成 13 年 12 月 4 日付け国地契第 43 号、国官技第 265 号、国営計第 161 号)、「談合情報対応マニュアル等の改正について」(平成 22 年 9 月 30 日付け国地契第 31 号)及び「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成 16 年 6 月 10 日付け国官会第 368 号)に基づいて行われてきたところ、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 127 号)の平成 26 年度の改正に伴い、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するために、競争入札に付する全ての工事において入札者に工事費内訳書の提出を求めることとした。今般、令和 6 年度の同法改正によって、入札金額の内訳として、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金)を記載しなければならないこととなったことから、入札者に対し、下記のとおり工事費内訳書の提出を求めることとしたので、通知する。

なお、「予算決算及び会計令第 85 条の基準の取扱いに関する事務手続について」(平成 16 年 6

月 10 日付け国官会第 368 号) に基づいて行われる工事費内訳書の提出については、従来どおり行うものとする。

記

1 対象工事

競争入札に付する全ての工事において工事費内訳書の提出を求めるものとする。

2 工事費内訳書の内容及び様式

工事費内訳書の内容は、以下①（営繕工事にあつては②）に示す形式（以下「提出形式」という。）とする。

なお、設計図書の交付に際して、入札参加者が工事費内訳書を提出する上で参考となる資料を、可能な限り添付するものとする。

① 数量総括表に掲げる工事区分、各工種、種別、細別に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を少なくとも表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。ただし、種別及び細別については、当該工事における数量総括表と同一でなくても良い。また、材料費及び労務費並びに法定福利費（建設工事に従事する労働者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成二十八年法律第百十一号）第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）及び建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第百六十号）第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金（以下「法定福利費等」という。）を明記すること。

② 数量書に掲げる種目別内訳及び科目別内訳、中科目別内訳、細目別内訳に相当する項目に対応するものの数量、単位、単価及び金額を表示したもの（様式自由。ただし、商号又は名称並びに住所及び工事名を記載すること。）。また、材料費、労務費及び法定福利費等を明記すること。

3 工事費内訳書の提出を求める旨等の明示

この通知に基づき工事費内訳書の提出を求める工事については、次に掲げる事項を入札説明書又は指名通知書（工事希望型競争入札の場合にあつては、送付書類）に明記するものとする。

① 入札時に工事費内訳書の提出を求める旨

② 提出形式

③ 入札の際に工事費内訳書が未提出であるとき又は提出された工事費内訳書に未記入等不備があるときは、当該工事費内訳書を提出した業者の入札を無効とすることがある旨

④ 工事費内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある旨

4 工事費内訳書の提出方法

対象工事の全ての入札参加者に対して第1回の入札の際に提出させるものとする。

5 工事費内訳書の提出の確認

第1回の入札において工事費内訳書の提出を求める。その際、工事費内訳書が未提出であり、又は提出された工事費内訳書が未記入である等不備がある場合は当該工事費内訳書の提出業者の入札を無効とすることができる。

6 入札後の工事費内訳書の取扱い

入札後、入札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。なお、談合があると疑うに足りる事実があると認められた場合には、必要に応じ工事費内訳書を公正取引委員会に提出するものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成27年4月1日以降に入札手続を開始する工事から適用する。
- 2 「入札金額の内訳の提出について」（平成13年12月4日付け国地契第43号、国官技第265号、国営計第161号）は、平成27年3月31日をもって廃止する。ただし、同日までに入札手続を開始したものについては、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月31日国地契第84号等）

附 則（令和7年11月27日国官会第14548号等）

この通知は、令和7年12月12日以降に入札手続を開始する工事から適用する。